令和８年６月定例会　原案可決・全会一致

議会案第２号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和８年６月30日

提　出　者

郡山市議会文教経済常任委員会委員長　　大　木　　進

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

東日本大震災から15年が経過した。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われている。東日本大震災については、令和８年度から対象が福島県において被災した者だけが対象と変更され、３億円が予算化されている（前年度比、約２億円減）。

この事業を通して、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保に係る経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されている。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

令和７年６月20日、「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更が閣議決定された。その中で令和８年度からの５年間を新たな復興期間として「第３期復興・創生期間」と位置付け、令和８年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められている。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等復興の進捗に応じた支援を継続する」としている。

「被災児童生徒就学支援等事業」での原子力災害被災地域は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校、各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となった。今日においても、福島県では、令和８年２月１日時点で23,410人が県内外で避難生活を送っている（ふくしま復興情報ポータルサイト公表）。経済的な支援を必要とする子どもたちはいまだ多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはならない。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了することとなれば、自治体負担となることも危惧される。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されているが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要である。経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、行き届いた支援が保障されることを求めるものである。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和９年度においても、全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和８年６月30日

郡　山　市　議　会